

老人ホームにおける「個別化」阻害と職員の価値意識

－「枠」認識の多様性－

The value consciousness of the facilities staff members that obstruct individualization

－ The multiplicity of the cognition about the “organization” －

植 田 智 也

I. はじめに

社会福祉における個別化とは、援助者が、クライアントとの援助関係において、欠くことのできない態度あるいは原則の一つである。すなわち、まず援助者には、一人ひとりのクライアントが固有の自己実現を志向するかけがえのない個人であるとの見方が必要である。これによって、援助者は個々のクライアントの生活・行動、心身の状態や生活に関する問題状況等について歪みのない認識が可能となり、そこから、それぞれのクライアントに対して、適切な援助方法を決定し、採用するのである。

老人福祉法の基本理念は、高齢者の自己実現が、その知識と経験を生かして、また希望と能力に応じて、志向されるべきことを示している。また、社会福祉法には、福祉サービスの提供は、生活主体である利用者の自己決定に基づくべきことも示された。つまり、現在では、老人ホームにおける入所者援助の個別化は、法的にも支持されていることになる。しかしながら、実態は法の理念を遵守する施設ばかりではないようだ。近年の調査では、社会保険制度下の施設として位置づけられる特別養護老人ホームにおいてさえ、建物の構造や医療的な配慮を理由としない入所者に対する生活上の制限のあることが明らかとなっている¹⁾。

なぜ、老人ホームでは個別化あるいは個人の尊重が妨げられるのだろうか。本稿では、養護老人ホームを一つの「場」²⁾ ととらえることで、これを探ってみたい。

II. 問題としての施設内部の状況

筆者には、かつて、西日本の地方都市において養護老人ホームにかかわった経験がある。そのときの入所者たちの施設生活に関する率直な印象を一言で表現すれば、「不自由」となるだろうか。個人が集団からの制約を受け、型にはまった言動、生活をしいられているように感じられたのであった。施設に暮らす高齢者には、場に応じた慣習のようなものがあり、これから逸脱しそうな者があれば、他の利用者や施設職員がその言動の抑制に奔走するのである。極端な言い方かもしれな

いが、些細な事柄であっても「皆と一緒に」でなければ許さない、という雰囲気があるところにはあったと思う。このためか、少なからぬ利用者が、泣く泣く自らの情動を押し殺しているようにもみえた。

その一端を紹介してみよう。

- ・ホームに入所する前は、月に1度の芝居見物を趣味としていた入所者のAは、入所後もそれを継続するつもりであったが、寮母に禁止された。これは、そのホームにおいて前例がないこと、そして、金銭的に余裕のない入所者に対して「気の毒」という理由からであった。
- ・クラブ活動や行事への参加は、原則的に自由であるが、職員は「せっかく（生花や舞踊の）先生が来ていらっしゃるから」と入所者を誘い、多くの入所者もそれに応じていた。
- ・すべての居室が個室となっているのに一様にテレビの所有が禁じられていた。これは、テレビを所有できない入所者が「可哀想」だということと、テレビに熱中すれば「怠惰」となるという二つの理由からであった。
- ・元教師のBは、高熱があり朝食の配膳当番を休ませてほしいと宿直者に訴えたところ、他の入所者から「身勝手は許さない」と怒りを浴びせられた。唯一の「インテリ」ということだけでも疎まれる存在であった彼女は、職員に特別扱いを要求していると勘違いをされたようであった。
- ・ホームの食事が不味いという理由で、「口直し」にカップラーメンを食べていたCは、そこを栄養士と看護師に見つかり、「塩分が多い」、「身体に悪い」と散々絞られた挙げ句、それを取り上げられた。この施設では、入所者を対象に食事の嗜好調査を実施するのだが、被調査者が調査用紙に記名をしなければ、それを受け取ってもらえない。つまり、入所者は本音が書けない場合もある。また、食事のメニューには選択の余地がない。これらは、入所者に「不味い物でも無理して食べ」と言っているのと同じことであるが、「わがままは許さない」というサインとも受け取れた。

以上は、十数年前の出来事の列記である。当時からの生活相談員にうかがえば、この老人ホームは、それから現在までの間に、入所者、職員とも多数入れ替わり、また、併設の特別養護老人ホームが介護保険施設として位置づけられ、サービス提供場面には少なからず変化がみられるが、未だ集団成員相互の関係性や全般的な場の雰囲気は不変であるという。たとえば、現在では、テレビの個人所有は一部の道義的な職員の熱心な説得で可能になった。しかし、他の多くの職員はそのことに不承不承の賛成であつたらしく、「(入所者の)引きこもりにつながる」、「テレビのつけっぱなしがあるかもしれない」という声がなお聞かれるらしい。職員にとっては、入所者個人の自由と責任に委ねられるべき事柄が、自分たちの煩いになっている点は、以前と変わっていないようだ。また、クラブ活動については、職員のはたらきかけは緩くなったにもかかわらず、未だに全員参加の傾向があるという。これらの状況は、入所者の「不自由」、個別化阻害が、個人の性格や集団の性質のみならず、それらを超えた要因によって発生していることを疑わせる。

Ⅲ. 老人ホームにおける「個別化」の困難性

1. 入所者が施設集団に求めるもの

上に述べた入所者の態度や心理は、どこから起こってくるものだろうか。たとえば、土居は、集団の利害と一致できない自己を苦痛をもって認める場合でも、集団に所属したいという願望が苦痛より勝っているために、苦痛を押し殺して、集団と対立する自己を主張しない、という日本人の葛藤状況を指摘している³⁾。同者が用いる「甘え」⁴⁾という言葉は、日本人にとって、集団内の「一体感」を離れることは、自らのアイデンティティの喪失を意味する、と押し広めた解釈が可能だと考える。他に行き場のない入所者の心理とは、このようなものであるのだろうか。

また、養護老人ホーム内部の対人関係や雰囲気は、福武の示す「家」制度の社会における個人および社会集団の状況と酷似しているようにも感じられる⁵⁾。それを要約すれば次のようになるだろう。

近代日本の家族では、個々の家族員が家族内の身分的秩序に応じて行動することが期待されており、家の許容する限度をこえ、その存立を脅かすような欲求をもつことは、たとえその欲求が正当な人間的欲求であっても、抑制され、家長に対する絶対服従が強制された。しかも、このような家族内の関係は、共同体的な村や町のなかでの家どうしの関係や地域社会と比較的縁のうすい職場にも持ち込まれている。日本の社会集団では、共同体的な和を重んじる雰囲気が尊重され、慣習と権威に基づく「身分階層的秩序」によって成り立っていた。ここから日本人の行動は、大勢に順応し自我をおし殺す習性がつよまることになるが、それは「諦め」、「孤立への恐れ」、さらには「事態の変化そのものへの忌避」へと発展する。⁶⁾

この論考にしたがえば、少なくとも戦前に生きた日本人は、自らが所属する集団内の権威者への服従と慣習的な役割取得によって、集団に埋没せざるをえなかったということになるだろう。さらに、近代庶民の生活態度に関して、福武の論述から補足すると、「(近代庶民の)家は、共同体的な村や町の中で、それぞれの家格的階層の中に位置づけられていたから、子どもたちは、家族内の分に安んじるだけでなく、自分の家の分にも相応した行動をし、その分を超えないように要求された。(中略)一般的には、自分の出生の運命に諦観し、分に安んじ和に生きようとする人間になった。』⁷⁾となる。

生活や行動面の画一化に耐える施設入所者たちの心理とは、「諦め」や「孤立への恐れ」なのであろうか。たとえば、近世の武士階級では、「家」の成員である男児が、勘当のような処置の結果、定家家族を離れてしまえば、地位や身分を保障する後ろ盾がなくなり、経済生活にも支障を来すことになったと考えられる。このために、もし彼が孤立への恐れから、不承不承であったとしても「家」とは対立する自らの意志を貫徹できなかったとすれば、それは集団所属への願望が勝っていたということだろう。老人ホームの入所者たちは、そこを離れば、他に行き場がなく、生活にも事欠くという点では「家」の成員と同様である。

しかし、施設入所者が施設集団に一体感を求めるとして、それは、生活上の物理的困難だけによ

るのではないだろう。福武によれば、家父長制社会では、集団の「和」を乱すという理由で、固定した役割関係からの逸脱が忌み嫌われる⁸⁾のであるが、そのことは、家庭における育児にも影響し、「家」の子にとっては、情緒的自立を阻む原因ともなっていたと推測できる。つまり、個人主義（民主主義）社会であれば、子育ての目的は子どもの自立、特に情緒面の自立と社会（家族以外）の人々との共存性におかれるはずであり、また親の子離れと子の親離れは当然とされるであろう。これに反し、「家」の存続や繁栄を第一の価値とする社会では、目上の家族の言いつけを守ることと、「分」あるいは「家格」に応じた言動の要求が躰の基本的な内容だったと推測できる。また、成人した子による老親の扶養は一般的に役割として固定していたと考えられる。⁹⁾もしそうなら、親離れ・子離れというのは、近代的な核家族の課題あるいは目標といえるが、「家」制度の社会においては「家」存続の危機を意味しただろう。したがって、「家」制度の社会であった日本では、人間の自立の原初である母子の分離さえ子育ての重要事項とは認められ難いものであったばかりか、それは却って不都合であったに違いない。土居は、「甘えとは、乳児の精神がある程度発達して、母親が自分とは別の存在であることを知覚した後に、その母親を求めることを指している言葉」であり、「この現象は、洋の東西を問わず、原則としてすべての乳児に観察し得るはずのものである」。しかし、「甘えを自覚する日本人は、母子の分離の事実を心理的に否定しようとする」と日本人の親子関係について述べる。さらに、「成人した後も、新たに人間関係が結ばれる際には少なくともその端緒において必ず甘えが発動しているといえる」と、そのような親子関係からの影響を指摘している。⁽¹⁰⁾

土居の考察は、「家」制度下の親子関係とその影響をも示しているかのようである。しかし、そうであると否とにかかわらず、福武の論述や土居の考察から推測を重ねると、日本人は、親またはそれと同等の他者、あるいは自らの所属する集団に依拠・依存しつつ、自らのアイデンティティを確認し保持するということが幼少期からの習慣になるということではなかろうか。換言すれば、日本人は、自己受容という心境やその根幹となるいわば自己肯定の感覚も、発達を続ける精神の幹に刻印され、その後の人生全般にわたり有効となるのではなく、常に身近な他者や自己の属する集団からの保障や支えがなければ、萎んでしまうといった性質をもつのだろうか。もしそうなら、施設の入所者たちは、幼少期からの習慣で、家庭に代わる共同体的あるいは家族的な集団としての施設に依拠しつつ、自らのアイデンティティの確認や保持をすることを考えることもできる。

しかしながら、入所者たちがその生活面で制約を受けねばならない理由は、彼らの懐く願望としての施設集団への一体感のみをとらえるだけでは説明できない。個人の尊重に基づく入所者の自己実現という援助の方向性は、入所者に臨む施設職員の姿勢や態度に委ねられるのであるから、施設あるいは施設職員の側の「個別化」に対する抵抗もまた疑わざるをえない。

2. 施設職員による集団管理の必然性

先に示したように、福武は、家父長制社会の集団において、その成員が固定した役割関係から逸脱することは、その「和」を乱すことだと解釈している。施設における処遇の個別化がこの逸脱に

相当するのであれば、職員はそれを避けようとするかもしれない。

中根も、「タテ社会」の人間関係を説明するのに、「一体感」という概念を用いるが、これは「同じグループ成員」という集団成員間の「情的な結びつき」のことであり、福武の言う「和」に当たるものと考えてよいだろう。また、土居の用いる「一体感」とも同義ととらえて差し支えないであろう。但し、中根はそれを、土居とは逆に、集団機能からの、集団成員への要求ととらえている。つまり、「一体感」は、集団としての機能強化を目的として、そこにある成員が集団から強要されるものという見解を示す。¹¹⁾ この点を要約すると、次のようになる。

「社会集団」の要件とは、「場」¹²⁾と「資格」の共通性である。集団が、資格の共通性によって構成されている場合には、その同質性によって、何らかの方法を加えなくとも、構成される。しかし、同質性を有せざる者が「場」によって集団を構成する場合は、「寄り合い所帯」が「社会集団」となる要件をもたず、「強力で恒久的な枠」を必要とし、「枠」を強化させ、集団としての機能をより強くするための方策の一つに「一体感」をもたせる働きかけがある。

中根の言う「枠」とは、集団の外的な条件を指しており、集団をその外部と明確に区別する目印、あるいは境界線のようなものとしてよいだろう。老人ホームで言えば、それは、老人がおいてある「場」つまり老人に対する共通の見方、を限定するものだと見える。そして集団機能は、「枠」から生ずる集団成員の意識のはたらきだと考えられる。

同者は、家父長制社会における「家」も「枠」の一つとしている。考えるに、「家」とは、おもに親族からなる集団である。すなわち「家」の成員どうしは血縁によって結ばれている。また、姓を同じくする。すなわち、何も手を加えなくとも個々の家族員には、「資格」の共通性が意識されている。ここに、「一体感」も自然と醸成されることになるといえよう。さらに、「家柄」や「家格」はそれぞれの「家」にふさわしい集団機能を方向付ける強固な「枠」として家族員の立ち居振る舞いを制御すると考えられる。

これに比し、老人ホームの場合、入所者たちの日常生活の場ではあるが、当然ながら、起居する者どうしは家族ではない。つまり、老人ホームは、生活施設とも呼ばれ個々の入所者の日常生活の充実やそれらの間の情緒的交流という機能を期待されているにもかかわらず、血縁や姓はおろか趣味、学歴や職業歴、生活習慣などの生活経験においても共通性をもたない者どうしが、一つの「場」において共同生活を余儀なくされている。但し、低所得、高齢、日常生活動作上の障害、家族の不和等、行政の提示する入所要件を共通する「資格」と捉えることもできるだろう。もし、そうした場合、「枠」は、介護や救貧の対象としての高齢者が生活している特殊な場所としての「老人ホーム」という言葉によって表現され、入所者どうしの「一体感」あるいは「情的な結びつき」は、彼らの生活能力や生活条件の低さによって引き起こされる否定的な境遇や感情に求められるかもしれない。

一方、河合は、上に示したような「タテ社会」の特徴についての中根の指摘を、「母性社会」の人間関係をも説明するものとして評価している。同者は、「母性社会」の根本原則を「母性原理」と呼び、これに基づく倫理観を「母の膝という場の中に存在する子どもたちの絶対的平等におくもの」であり、「換言すれば、与えられた『場』の平衡状態の維持に最も高い価値をあたえるもの」

と説明する。そして、ここから、「場の平衡状態を保つ方策として、その中の成因に完全な序列づけを行い、個々の成員が、その欲求を述べたて場の平衡が保てなくなることを避ける」と述べている。⁽¹³⁾ 河合は、「『場』の平衡状態の維持」つまり「一体感」の醸成自体が社会集団の「集団機能」であり、この強化をはかるための手段が集団内の「序列付け」と考えているようだ。

筆者の見てきた養護老人ホームでは、施設職員が、あるときは過保護・過干渉の母親のように、またあるときはつよい権威をもつ家長のような態度で、つまり入所者の上位に立ち、その一人ひとりとかかわっていた⁽¹⁴⁾。これだけを見れば、「『場』の平衡状態の維持」が「集団機能」であり、その強化策が「序列付け」とする河合の論理によっても確かに説明できるのかもしれない。しかし、中根では、「『場』の平衡状態の維持」すなわち「一体感」がそのまま「集団機能」ではなく、それは「集団機能」を強化するための「枠」をさらに強化するための手段だとしている。「家」は、たしかに「『場』の平衡状態の維持」すなわち「一体感」を重要視するが、それだけが「集団機能」だとはいえない。従来、「家」の「集団機能」とは、その存続や繁栄だと考えられる。これらを具体的に示せば、「家」に属する者たちの社会体制という「場」における地位や身分・経済状態などの維持・向上、男性優位の維持などが思い当たる。「家」は社会や文化という上位の「場」の内に含まれる下位の「場」であり、その「集団機能」は、上位の「場」にある価値観を表現すると考えられる。そして、「家柄」や「家格」という「枠」は、「家」個別の性質や価値、他の「家」との違いや関係性を表示するものだといえるだろう。それぞれの「家」の成員たちは共通の「資格」によって「枠」を共有し、「集団機能」にとしての役割を引き受ける。かたや老人ホームの場合、そのこの集団機能は、本来、入所者のもつ生活欲求の充足、生活目標への到達等といえる。ただ、上に述べたように、集団成員中多数である入所者の「資格」が、その心身機能や生活能力の低さと捉えられれば、それらに関して社会に在る価値観とこれに影響を受ける施設成員の意識は、集団機能の内容や水準を低劣にとどめる可能性がないとはいえない。個別化を阻害する様々な現象が集団機能を維持するための機構つまり「『一体感』をもたせる働きかけ」を表しているとするれば、「枠」は、施設の内と外、入所者とその他の生活者との区別あるいは差別のための目印として保守されることが必要になってくるだろう。

それにしても、個別化の阻害とは、理解しがたい状況だといえる。何となれば、国家資格の導入によって社会福祉従事者の専門性の向上がはかられている現在、援助の専門家とみなされる施設職員たちが、自らの提供する低劣な処遇に満足できるとは思えないからである。さらに、老人ホームが、たとえそのこの存続や繁栄を集団機能とした場合であっても、現在では、社会福祉の対象の普遍化、また国民の生活意識の多様化や民主化への希求によって、集団機能は処遇の個別化の上にごそ成り立つ状況となってきたと考えられるからである。老人ホームが「家」や企業のように、時の社会に在る価値観に照らして、そのこの成員を魅了するに十分な「集団機能」を期待されているのなら、職員の目指すそれは個別化に向かい、これにともなって、施設に対する依存度の高い入所者も、自他の違いや個性を徐々に認めはじめははずである。老人ホームの職員がそのような志向をもてないとするれば、個別化やそれを目的とした専門性の発揮よりすぐれ、加えて社会にも通用

する価値を集団機能に求めるからではないだろうか。次節では、筆者の限られた経験に基づいてではあるが、施設成員が施設に求める具体的な集団機能を探ってみたい。

IV. 非個別化あるいは集団管理の現在の価値

まず、筆者のかかわった施設集団内の力動を見ると、自己イメージが「枠」と一致している入所者とそれにこだわる職員が多数派を形成しており、個別化志向の意識を有する少数派としての職員・入所者の言動が抑制を受けると考えられた。つまり少数派の職員・入所者が泣き寝入りを強いられていたのである。入所者の「枠」からの逸脱を感知した職員は、それに対し直接・間接に抑制を仕掛けてくるが、感情の対立を忌避する他の職員と入所者はそれに逆らおうとはしなかった。つまり、集団への「一体感」を求める心情とそれを維持しようとする心情とが相まって、施設内に「枠」を破るだけの力が生起しない、と感じ取れた。このときの「枠」の示す意味を職員と入所者の態度や言語表現から推し量ると、「施設とは、貧乏、孤独、家族との不和、心身の障害などの理由で仕方なく入所したお年寄りが暮らすところ」、あるいは「入所者は、税金のおかげで衣食住に困らないのだから、経済的に独立している人と比べたら、その生活は豊かであってはならない。贅沢やわがままは許されない」というものだ。この施設は、閑静な住宅地の一角に位置しながら、養老院としての開設以来、入所者は地域の人々と日常交流する機会をもたず、地域の老人クラブに入会することもなかった。また、施設職員の中には、入所者が个性的に生活することを集団生活上の放縦ととらえている者が少なくなかった。そして、外部から施設を訪れる者のなかには、「慰問」という目的で、入所者に民謡や芝居を披露する人々がいた。これらの状況は、「枠」の意味を象徴しているように感じられる。

そのような「枠」があるとして、なぜ職員や入所者はそれにこだわるのだろうか。もう一步踏み込んで集団成員の意識を考察してみると、まず、入所者では、少数派である「個性的」な者—比較的高い自律性を有する者—の言動、振る舞いが、多数派の「個性的」でない（と思い込んでいる）者—「枠」のイメージと自己イメージが一致している者—に妬みの感情を懐かせることになるため、と感じられた。前者のそのような言動、振る舞いの後には、後者からの不快を表明する“捨て台詞”や職員への“苦情”が聞かれることがあった。また、職員による、入所者に対する個別的な賛辞や個別性に応じた処遇は、先にあげた例のように“特別扱い”として非難の対象となる場合があった。多数派である入所者たちは、職員からの母性的な愛情つまり集団成員を分け隔てることのない平等の愛情を期待しているようにみえた。もしそうなら、入所者の多くが施設に求める集団機能とは、河合がいうように「『場』の平衡状態の維持」ということになるだろう。

このような状況は、自らの個別の人格を認める入所者が、例外的存在であることを示している。そして、比較的高い自律性を有する入所者であっても、「一体感」からの離脱を恐れる気持ちが個別化を求める気持ちより勝っているために、結局のところ、大勢に埋没してしまうように感じられた。

それでは次に、職員が施設に求める集団機能、そして彼らが「枠」を重要視する理由について見てみることにしよう。

「枠」にこだわる職員の態度には、まず、上にあげたような「枠」と同様の入所者観が考えられる。すなわち、施設職員＝権威者・指導者、施設入所者＝不具者・低人格者という意識から、入所者を下位に見下ろしている職員がいるようであった。とくに、行政措置による施設入所では、職員が公的権力の執行者という態度で振る舞う場合もあると考えられる¹⁵⁾。このように差別的な職員では、自らの特権意識の充足が集団に求める機能の一つにあり、これが「枠」へのこだわりの理由であると感じる。また、激しい差別感情は伝わってこないのだが、“集団生活”を盾に取り、すべての入所者に対し一様に、規律の遵守を厳格に求める職員がいた。その態度は、個々の高齢者に個性の発揮を許すことは、集団生活の乱れにつながる、という強い思い込みを感じさせるものであった。

次に、大勢への適応が思い当たる。職員が、すべての入所者の個別的人格を尊重し、可能な限りにおいて処遇の個別化を進めてよいはずである。しかし、これを行なおうとすると、施設は人的にも金銭的にも過重な負担を覚悟しなければならなくなる。そこで、とくに管理職にある者では、入所者の多数派に意図的に適応することで施設運営上のデメリットを回避していたのかもしれない。あるいは、「一体感」からの離脱を恐れる入所者たちの弱みに付け入って、これが行われていたかもしれない。無論、管理職にある者が、入所者に対し差別意識をもっていたとすれば、最初から個別の処遇の必要性を認めていなかったであろう。

そして、管理的立場にある職員が示すこれらの態度に追従している他の職員がいたようであった。その理由は、自身の個人的な事情、つまり職場における地位の保守や向上のためであったり、確固とした自己の職業観や援助観をもてないているためと考えられた。

あるいは、他の職員に追従するのではないが、入所者に対する個別的・情緒的なかわりには不熱心で、機械的な労働に終始し、他の職員との連携を軽視するような職員も存在した。彼らには、労働をただ苦痛としてのみとらえている様子がかがわれた。その消極性は、集団機能を自己の生活物資の獲得に限定したことで発生していたのかもしれない。

また、自我の弱い職員では、入所者の多数派、差別的な職員、地位の向上をもくろむ職員などからのつるし上げや施設内部に波風が立つことへの危惧、あるいは中途半端な個別化では、却って入所者間の「情的な結びつき」を阻害するとの判断などから、徹底的な個別化を断念していることが感じられた。この場合、「枠」が自我防衛の道具として利用されているようであった。

このように、それぞれの職員では、「枠」が示す集団の性質や価値は同様に支持しても、施設に求める集団機能には違いを感じる。個々の職員は、自らの利己的な意志や欲求から集団機能を選択し、「枠」をその円滑化のための道具として利用していると考えられた。

V. 職員の意識とその成り立ち

施設職員が求めるホームの集団機能が上に述べたようであるとして、それらを求める彼らの意識

とは具体的にどんなもので、どのような経験つまり「場」の影響によって形成されたのだろうか。筆者が関わりを持った職員の意識を手がかりに、それらの点を探ってみたい。

上にあげた職員の特徴を大きく類別すると3種になるだろう。それは、1. 旧態依然の、あるいは伝統的な価値観に埋没する職員、2. 旧態依然の、あるいは伝統的な価値観に追従する職員、3. 現代的な価値を優先する職員、である。以下、それぞれについて述べる。

1. 旧態依然の、あるいは伝統的な価値観に埋没する職員

(1) 福祉対象者（高齢者）に対して差別意識をもつ職員

ここでいう差別とは、低所得あるいは経済的な自立ができないでいること、心身障害をもつこと、家族関係にまつわる不幸を背負うことなど、実際は老化や社会的な理由による諸困難を、単に入所者の個人的な責任から生じたものととらえ、その人格を否定することである。差別意識をもつと考えられる職員は、「入所者は、在宅の高齢者や自分たちより劣等な生活状態にあるのが当然」という態度を示す。この職員は、福祉対象者に関して、マイナスイメージが強固であり、客観的認識の機会は身辺に転がっているにもかかわらず、それが妨げられているように感じる。このなかには、人文・社会科学系四年制大学の卒業者も含まれていた。

高等教育機関で民主的な教育を受けてきた施設の職員でさえ、このような意識をもつのはなぜだろう。たぶん、知性に訴える教育によっては変えることのできない、いわば「からだに染みついた」感覚のようなものがそれらの職員にはあったと考えることができる。そして、その感覚とは、自己と他者との関係を、本質的に平等ととらえることができないものであり、生活環境や外見における自他の違いを、優劣で判断することから生じているようだ。他者への尊重の第一歩は投影や共感によって踏み出される¹⁶⁾と考えるが、差別意識をもつ職員は、自己の本質がつかめていないこと、あるいは自己のなかに劣等感を残していること等が疑われる。いずれにせよ、彼らは本来の自己を見失っているようである。

福祉対象者に向けられる差別意識というのは、日本であれヨーロッパであれ、家父長制下の身分制や産業化社会の貧困観などから形成されたと考えられる。それが、福祉社会と呼ばれているところでは払拭が進み、そうでないところではいまだに目立っているという印象がもたれる。施設職員にみられる差別意識は、日本社会が民主主義の体裁をととのえる以前から日本人がもっていたのと同じ心性を根幹におくのだろうか。また、近年、「成績主義」や「経済的合理性」と呼ばれる偏った思想・価値観の日本社会への浸透を指摘する論者は少なくないが、これらは、経済力の低い人々や労働能力の低下した人々を排斥する差別意識を、いっそう強める要因になりやすいと考えられる¹⁷⁾。どちらにしても、施設職員が差別意識をもつ場合、社会人としての自覚すら低劣であると言わざるをえない¹⁸⁾。

差別意識を持つ職員は、人間本来の存在価値を真剣に考える機会をもたないままそれとなってしまう親から、偏った価値観に基づく権威主義的なしつけを受けてきたのではないだろうか。

(2) 入所者に対し“集団生活”を強調する職員

これに該当する職員というのは、施設入所者に対する激しい差別感情をあらわにすることはない。しかし、入所者の「分」、職員の「分」を区別し、入所者に対する伝統的と思われる意識から援助を行っているようである。個々の入所者に個性の発揮を許すことは、集団生活の乱れにつながる、という強い思い込みも感じさせる。つまり、“集団生活”を盾に取り、すべての入所者に対し一様に、規律の遵守を厳格に求める。「ここ（老人ホーム）は、家庭と違い、集団生活の場なのだから、一人ひとりの要求には応えられない」ことを入所者に主張し、就寝時間の厳守、クラブ活動への参加の励行など、生活上の行動を入所者の義務として強いる。その理由として入所者に発せられる言葉は、「（クラブ活動を指導する）先生が、（可哀想なあなたたちのために）せっかく来ておられるから」、「早く寝ないと夜勤の職員が迷惑するから」等というものであり、“指導”原理は施設の体面や職員への気兼ね、つまり集団の「和」を乱さぬことだと考えられる。価値判断においては、他律的・強硬で、自発的な思考がみられず、個人としての自覚が希薄であり、高齢者を生活主体者として捉えることができない。また、そこから施設が存在する目的、処遇の意味など本質的なことが理解できないのだろう。このタイプは、伝統的な価値意識の「場」において、実質的なリーダーに最もなりやすい職員といえそうだ。

このような職員の示す集団志向の価値観には、その言動から、「家」制度の典型的な権威の影響がつよく感じられる。子ども時代は、「分」や役割をわきまえることを厳格に要求され、本人もそれに付き従うことで、周囲の大人に褒めそやされていたのではないだろうか。

2. 旧態依然の、あるいは伝統的な価値観に追従する職員

(1) 職員集団からの孤立を恐れる職員

このタイプの職員は、高齢者一人ひとりの人格を大切にしなければならないことを理解している。しかし、それを行動に移すことで、集団とくに職員集団から孤立することへの恐れも同時にもっており、結果として大勢に迎合している。集団からの支えを失うことは、最低限の欲求を満たすための寄り辺の喪失につながるかもしれないし、他の集団に所属（転職）できたとしても、振り出しから人間関係を始めるのは辛い。また、自分の希望が叶えられる施設に転職できる可能性も低い。それだったらということで、土居が言うように、集団の利害と一致できない自己を苦痛をもって認め、その苦痛を押し殺しているのがこのタイプの職員だと考えられる。職員集団内では、1. の（1）と（2）にあげた職員の下位に位置づけられ、施設の方針に付き従うだけの存在となってしまうがちである。

この職員は、たぶん自己の本質や個性に関する認識も高くはないと思われる。いわば“本当の自分らしさ”を認めていれば、周囲がどんな反応を示そうと、孤立無援であろうと自信をもってそれを表現できるはずである。他者の個性を尊重することが大切だと知的には理解していても、自己を否定的に捉えているから、入所者に共感ができないのだと思う。共感とは、他者のありのままを認識することから生ずるが、自己がそこに行き着く前に、自信の欠落、劣等感や引け目のようなもので、

それが阻害されると考えられる。

このような心理の成り立ちは、1. の(2)にあげた職員と比べ、厳格な権威の影響はより少ないと感じる。また、2. の(2)で述べる「援助者としての自覚が持てず、他律的な職員」に比べると過干渉や過保護の影響はないようである。「家」制度的な家族関係の影響があるかもしれないし、幼少時の親の愛情不足で、見捨てられることを恐れるが故に、親やそれと同等の大人の言いつけに素直に従ってきたのかもしれない。もし後者であれば、乳幼児期に、両親の共働きなどで、親との情緒的な接触が不足していたのかもしれない。また、日々長時間の社会的保育を受けていた場合は、保育士の配置基準の低さから、家庭養護と同等以上の愛情が与えられた保障はない¹⁹⁾。筆者がかかわった施設には、比較的若い年齢の職員に、このタイプが少なくなかった。

(2) 援助者としての自覚が持てず、他律的な職員

これは、自身は差別意識をもつのではないが、他の職員による高齢者への差別的なかわり方を見聞きしても、違和感を感じないというタイプの職員である。高齢者援助について、自らの思想や信条をもたず、ただ安閑として周囲にしたがう傾向が見取れる。他の職員がやっているから自分もそうする、学校で習ってきたからそうしている、というような他律を表現する言葉を口にすることが多い。成長過程のなかで自己決定を避けてきたか、その機会を与えられないまま就職をしてしまったという印象である。親や周囲の大人の言うことを忠実に守り、それらの敷いたレールの上を走ってきた、俗に言う「よい子」と似ているところがある。このタイプの特徴を一言で言えば、自律性の未発達となるだろう。

これには、親による子どもの発達段階にふさわしくない愛情つまり過干渉や過保護と必要のない権威つまり指示や指図の多さ、そして子どもが依存的な同性親、とくに母親に同一化すること等の複合的な影響が原因として推測できる。そうすると、過干渉や過保護は、母子の孤立から派生する母子密着など、現代的な原因も考えられるが、子どもの自律を阻害するような親の行き過ぎた権威や親自身の依存性は、兄弟間の序列や「家長」、「嫁」などの役割や立場を重視する「家」制度的な家族関係や両親の夫婦関係に影響を受けたものであるかもしれない。

3. 現代的な価値を優先する職員

このタイプの職員の特徴を端的に述べれば、社会福祉従事者としての価値や倫理より、経済的な損得勘定や自己の利益が先に立つ、ということである。リーダーとしての管理職者に迎合し、施設にとっての経済的な損得あるいは体裁の良し悪しを価値基準に職務を遂行する者、機械的な労働に終始し、入所者の生活権よりも自らの労働者としての権利を優先する者などをあげることができる。前者では、事故や過失の発生を過度に意識し、入所者の外出や外部の人たちとの接触を制限したり、入所者にとってより適切なケアの方法が発見された場合でも、人手不足や経済的なデメリットを理由に、その導入やケアの改善に同意しないなど、結果として施設利用者の生活の向上や自己実現を妨げる。後者では、たとえば、日課としての業務が完了していない場合でも規定の退勤時間になる

と帰宅したり、入所者の訴えを表面的にしかとらえようとしない傾向が目につく。

どちらの職員も自己中心的・利己的であり、入所者の尊重からは程遠い行動原理を示していることになる。そして、対人援助の従事者としてはふさわしくない倫理観や職業観の持ち主であるようだ。地位の向上を念頭に行動する職員は、職場内の高い地位や収入の獲得、そのための他者との競争合いなどを意識しているようである。そして、日常的に、特別な事情もないのに入所者の利益よりも自己の利益を優先したり、入所者との情緒的な関わりを軽視する職員は、職業に付随する自己犠牲を避けているか、人間どうしの関わりに価値を見いだせないでいるのだろうか。それらは、自己の現実的な生き方と対人援助に求められる姿勢との間に乖離を示しているのだが、換言すれば、経済を重視する価値観や制度に過剰な適応・順応をしていることの現れといえないだろうか。もしそうであれば、このような職員は、本来の自分らしさをも十分に尊重できていないのであり、当然、他者の個性や多様な価値を認められないのである。これらの職員には、事務的に、入所者からの要求を棄却したり、処理する傾向が認められる。そして、職員集団から孤立している場合が多いようである。

おそらく、これらの職員は、経済主義やそこから派生する成績主義、競争主義など、単一かあるいはかなり偏った価値に基づくはたらきかけを、親をはじめとした周囲の大人たちから受けてきたのではないだろうか。この場合、権威の内容・価値観は現代的なものだが、その与え方は子どもの個性を尊重することより親の指図に従わせることに重点をおくもの、つまり、「家」制度的であったと考えられる。

VI. まとめと見通し

ここまで論じたことを基に、ホームの「場」としての状況を集約してみる。すると、まず、入所者の求める集団機能と職員の求める集団機能とは、内容的には矛盾している。また、職員間においてもそれは一致していない。しかしながら、相互に噛み合わない集団機能をそのままに、「枠」がそれらの仲立ちとなり、施設という「場」は成り立っている、といえるだろう。

また、個々の集団成員は、複合した価値意識を有しており、上記の特徴は、そのなかで最もよく表出されたものであるようだ。そして、「一体感」を求める旧態依然と考えられる意識を顕著に示す職員は、新しい意識、心性と考えられる特徴をもつ職員を、数の上ではしのぎ、さらにどの職員にも伝統的な価値観の影響が感じられる。時代の流れとともに、社会に在る価値観は、旧いものから新しいものへと移って行くであろう。しかし、そのなかには、変わり難いもの、払拭し難いものが在るに違いない。

重視せねばならないのは、新旧どちらの価値観であれ、施設職員がそれらに囚われている場合、入所者に対する援助が自ら本来の自己実現や個性の表現にも、他者の尊重にも結びつかないと考えられることである。なぜならば、それらの価値観は、人間の本质に目が届かず、個人の固有性や人間の尊厳を認め難いことを示すものであるからだ。程度の問題であろうが、それらの価値観に影響

を受けた職員のなかには、援助の専門家としての自覚はおろか、社会人としての自覚すらもてない者もいることだろう。

付言すると、個別化の阻害は、筆者が関わった養護老人ホームに特有な状況とは言えないだろう。たとえば、介護保険施設における早すぎる夕食や就寝時間、昼間の一斉入浴などは、耳目にする頻度も高い。また、特養ホームを良くする市民の会が実施した11都府県の特別養護老人ホームを対象に行った調査によれば、散歩や外出、テレビや電話の所持などを制限している施設も少なくないことがわかる²⁰⁾。このなかには、職員の、差別意識や一体感への希求、また金銭的な損得感情による場合が含まれるのかもしれない。しかしながら、施設の物理的な構造や職員の配置、あるいはサービス内容に関する公的な基準が、これまで不適切であったこともそれらの原因である場合が推測できるだろう。介護保険制度の実施より前に開設された特養の多くで、今でも、入所者は、1つの居室に4人以上が起居し、1人が5㎡程度の専有空間をもつに過ぎないのだから、置き場所や他の入所者への迷惑を考えると、テレビや電話の所持は簡単なことではない。なおまた、現在の介護保険制度でさえ、その具体的なサービス内容を見ると、日常介護に偏り、個別の社会的活動やソーシャルワークに対する配慮を欠いていると言わざるをえない。

そうすると、立法や行政に携わる議員あるいは官僚たちもまた、老人ホームの職員同様、自他の尊重に結びつかない新旧の価値観からの影響を被っていることを疑わざるをえない。国民負担率が70%を超える北欧諸国と、家族に老親の介護、扶養を期待し、それを50%に止めることに腐心する日本との、社会保障や社会的介護の充実度の違い、あるいは政界・官界で横行する派閥間の対立やパワーゲーム等を見れば、その疑いは強くなる。

福祉問題を解明しようとするとき、われわれは、自他の尊重を阻害する価値観に着眼する必要があるだろう。そして、この価値観の影響を、個人の意識の問題としてのみ措置するのでなく、家族や施設と社会あるいは文化との連関性、「場」の重層性のなかで把握することも、一つ重要だと考える。

VII. おわりに—今後の課題—

さて、以上の考察では、「個別化」の阻害を、主に「場」としての施設とそこに在る施設職員の価値意識の問題として把握することを心がけた。そのなかで、施設が、日本社会という上位の「場」の影響を被っている可能性が示されたといえるだろう。上でみた福武の論考は、近代における日本人どうしの関係が、親族間の情緒的交流の場と考えられる家族、あるいは仲間内においてさえ、個性の発揮や人格の相互尊重が無用とされていたことをも感じさせるものだが、現在の日本社会も、人々が相互の成長と発達を実現するための関係形成に必要な能力を育みにくい状況にあるようだ。したがって、福祉問題を、人間性や人格への気づき、自己の自覚などが十分でなく、自己とその生きる世界との関係性に最初から盲目であるか、それを見失っているわれわれ日本人と日本人がおいで在る「場」としての日本文化・社会の問題として問い直してみることが必要だろう。

註

- 1) 特養ホームを良くする市民の会（代表 本間郁子）が2002年度に行った調査では、東京都の特養202施設の実態が明らかにされた。調査項目には、入所者の「自由の範囲について」が含まれ、たとえば、「酒類など希望時に飲めますか（医療的制限が無い人に限って）」という質問に対し「いいえ」と回答した施設が全体の23.8%であることがわかる（『東京都における特養ホームの実態分析』2003年4月発行）。また、同会が2001年度に行った全国11都府県432施設を対象とした調査では、同じ質問に対し「いいえ」と回答した施設が全体の35.2%に上っている。その理由として「飲む人と飲まない人との不公平感」をあげる施設があったという（『特養ホームの実態分析 II』2003年3月発行）。
- 2) 本稿で用いる「場」とは、人々が生活し、活動する際の思考や思惟の基本的枠組みとなっている共通の意識界を意味する。
- 3) 土居健郎の『「甘え」の構造』（弘文堂 1989年）第4章『「甘え」の病理－「自分がない」』。
- 4) 筆者は、前掲書3）から、「甘え」を家族あるいはそれと同等とみなした他人、または家庭内あるいはそれと同等とみなした集団内における人物に対して抱く、個人の依存欲求や一体感の願望を「甘え」と理解した。
- 5) 個別化とは、個人主義に基づく考え方であるが、そもそも現在の日本にそれが根付いているのか疑問に思える。山根によれば、家父長制的価値観は、近世に「寺子屋を通じて、武士階級のみならず、一般庶民にも広く普及した」とされている（山根常男『家族と社会－脱家父長制の理論を目指して－』家政教育社 1998年 P.P.100～101）。日本の近代化は、市民革命に始まったのではなく、富国強兵や殖産興業のスローガンのもと国家主導で進められたといえる。そして、周知のように、「家」制度が、近代初期から敗戦まで、法的に徹底されてきた。戦後は民主憲法を有することになったが、長年月の間に染み込んだその価値観が、ほんの数十年で払拭されるとは考え難い。
- 6) 主に、福武直著『日本社会の構造』東京大学出版会 1981年、第一部 III『「家」制度の功罪』IV「共同体としての村と町」V「日本人の社会的性格」を参考にした。
- 7) 前掲書6）P.40
- 8) 同上6）
- 9) 「家」制度は儒教思想の影響を大きく被っており、その道徳は、「親孝行」、「長幼の序」、「男尊女卑」、「夫唱婦随」などの言葉が示している。
- 10) 前掲書3）PP.81～83
- 11) 中根千枝『タテ社会の人間関係-単一社会の理論』講談社 1967年2『「場」による 集団の特徴』
- 12) 中根はここで、「場」を物理的空間あるいは社会的機能の舞台としての空間の意味で用いているようだが、人と人、意識と意識とが関係するためにはそれらの空間が必要であるから、それらを筆者の用いるものと同義に扱っても差し支えないと考える。後に援用する河合の場合も同様である。

- 13) 河合隼雄『母性社会日本の病理』中央公論社 1976年 I 「母性社会日本の病理」
- 14) 入所者どうしの横のつながりは希薄であり、一人ひとりが職員（集団）と直接的なタテの関係（上下関係）をもっていることが感じ取られた。
- 15) 副田義也は、老人ホームには、老人たちを管理の対象として位置づける「管理の原理」が存在する、としている。管理の本質は「強制と操作」であり、「この管理は公権力につらな」という。（『老人福祉の構造原理』老いの発見5『老いと社会システム』岩波書店 1987年）。
- 16) 上田吉一は、自己受容が他者の受容に発展するメカニズムを投影と考えている（『人間の感性-マスロー心理学研究』誠信書房 1988年 P.113）。
- 17) 経済的合理性から派生する「成績主義」や「管理教育」は、競争や単一の価値に基づいて子どもたちを選別する。これに晒された子どものなかには、極貧しい価値意識しか持ち得ないままに成長する場合があるだろう。高齢者の個性や人間性を評価しえない施設職員にも、これらの影響が見て取れる。
- 18) 筆者は、社会福祉従事者にとっての専門性の土台となる能力として、「自律性」と「相互性」を想定している。前者は、自分で考え、自分で決め、自分で実行し、実行したことに責任を取る能力であり、後者は、他者を受容し、他者と協力できる能力を意味する。「この二つは、ある意味で矛盾している。しかし真の意味で自己自身の人格の尊重なくして他者の人格の尊重はあり得ないし、その逆も真である。したがって人格の成熟とはこの矛盾した二つの弁証法的統合であるといえる」。（山根常男『家族と結婚-脱家父長制の理論をめぐって-』家政教育社 1990年 P.P.375~376）筆者が「社会人」と言う場合、この自律性と相互性を兼ね備えた者という意味である。そして、社会福祉従事者としての知識や技術も、この二つの能力が礎となり習得が促されると考えられる。なぜかと言えば、「自律性」が発揮されるのは、自己が他者や周囲に惑わされることがないからであり、「相互性」が発揮されるのは他者との違いを素直に、しかも正確に認識できるからに他ならない。つまり、個人は、基本的な自己肯定の感覚によって裏打ちされる自他のよりよい生き方への意志とそれに基づく思惟を媒介に、他者や社会と相対するなかで、あるいはそれらに働きかけるなかで、自己を反省し、反省した自己（生まれ変わった自己）を肯定することの繰り返しによって、常に発展をとげてゆく。このことは、「自律性」と「相互性」が、相互に補い合いながら向上し、そのなかで社会福祉従事者としての成長も促進されることを示している（この点については、拙稿「社会福祉従事者の専門性を問直す-対人援助問題の視座を求めて-」原田信一教授古希記念論文集刊行委員会編『現代社会福祉学の理論と実践』2001 に詳しく述べているので参照されたい）。ところが、個人の尊重よりも集団の倫理を重視した「家」制度的な価値観、それに競争や排他性を特徴とする経済合理性が優位な「場」は、それらの能力を育む土壌として適さないのである。
- 19) 現在、保育所における保育士の配置基準は、3歳未満児の場合、乳幼児3人につき、1人以上となっている。これは1人か2人の子どもを母親が保育する一般的な家庭養護（保育）に見合う水準に達していると考えてよいだろう。しかし、この配置基準は、1998年以降のものである。

それより前は、3歳未満児で、児童6人に、1人以上の保育士配置とされていた。

20) 前掲書1)『特養ホームの実態分析Ⅱ』